

令和7年度第8回

下松市農業委員会総会議事録

令和7年11月11日（火）10時から

下松市役所4階 庁議室

発言内容については、要旨を記載しています。

個人情報に関連する部分等については●で消しています。

令和7年度第8回下松市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和7年11月11日（火） 10時から

2 開催場所 下松市役所 4階 庁議室

3 農業委員

・出席（8人）

会長 5番 清水 守

会長職務代理者 3番 河村 真弓

1番 内山 禮介 2番 大本 博秀 4番 近藤 政司 6番 田中 結

7番 藤田 善江 8番 松村 将吾

・欠席（0人）

4 農地利用最適化推進委員（全員出席要請）

・出席（5人）

1番 貞久 晋 2番 藤井 清隆 3番 小林 克美 4番 金藤 哲夫

5番 弘中 健治

・欠席（1人）

6番 本村 學

5 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員及び会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく
農用地利用集積等促進計画の承認について（一括方式）

協議事項 農地改良届取扱要領について

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第2号 現況確認書について（市街化区域）

6 農業委員会事務局職員

局長 中田 量寄

書記 古谷 大亮

7 会議の概要

会議の概要については次のとおり

第8回 定例総会 会議の概要

事務局	それでは、ただ今より11月の定例総会を開催いたします。農業委員の欠席はございませんので、出席委員は8名です。農業委員の過半数が出席していますので、下松市農業委員会会議規則第7条により定足数を満たしており、総会は成立している事を報告致します。なお、検討事項があるため推進委員全員に出席をお願いしておりますが、本村学推進委員は欠席です。それでは議長お願いします。
議長	おはようございます。本日の議事録署名人は内山禮介委員と藤田善江委員にお願い致します。書記の方は事務局にお願いします。 それではよろしくお願ひ致します。
事務局	議案書1ページをご覧下さい。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請は1件です。事務局から説明します。それでは受付番号1番について、対象土地は2筆であります、土地の所在は大字●●●●●番●の一部、●●●番の一部、地目はいずれも登記簿田、現況荒廃、農振区分は農用地区域外、面積は●●●番●が499m ² のうち485.51m ² 、●●●番が1,276m ² のうち690.81m ² です。残りの土地は現在畑として耕作しております。今回の権利移動は土地の賃貸借で貸付人が●●●●さん、借受人が●●●●●●●●●●●●●●●●です。転用目的は電柱置き場で、現在借受人が市内●●●に電柱置き場として借りております土地が売却のため移転を余儀なくされたため、代替え地としての利用となります。なお、対象地は●●さんの父の代ですが、約●●年前、●●●●ごろから農地法の許可を得ないまま資材置き場として利用されていたものであります、申請人からは今後農地法を遵守する旨の顛末書が提出されておりますことを申し添えます。調査報告は近藤政司委員です。よろしくお願ひします。
議長	近藤政司委員、お願いします。
近藤委員	ご報告いたします。5ページをご覧ください。地図があります。場所は●●●●に入る、●●●に架かる橋がありまして、そこから50mくらい行った所にあります。道路のすぐ隣で、この土地は事務局からも説明があったとおり、●●●●年前からアスファルトが張られて、農地ではないような状態です。農地の一部というのが、地図の白い線があるところは、畑で作っておられます。農地ではないというところに作れということはできませんので、妥当じゃないかと思われます。隣接したとこに農地はなく、道のすぐ隣にありますし、雨水なども他のところに影響はないかと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	近藤政司委員、ありがとうございました。ただ今調査委員から説明がありましたがあ、ご意見がございましたらお願いします。どなたかございませんか。

	これは以前、●●●●が土地を借りていたと思うのですが、これを返却して、 ●●●●●●●●●●が買うということですかね。
事務局	●●●●は今は借りてないというふうに聞いております。
議長	今は賃貸借は解消されて、更地になっているということですか？
事務局	おっしゃる通りで、その土地は、今は誰か借りていることはないというふうに聞いております。●●●●という言葉が出ましたが、●●●●は申請地の隣を所有しています。
小林(推)委員	隣の●●●●●●は、●●●●●●●●●●の計画の中に入っています。
議長	どこまでがどうなっていますか？
事務局	5ページの右側を見ていただいて、今回の対象地が2筆。●●●-●と●●●ですが。電柱置場としては、隣の●●●-●を含めて計画をしておりまして、ここにつきましては、●●●●が所有している土地です。先ほど、●●●●とありましたが、●●●●所有ですので訂正させていただきます。今回、●●●●●●●●●●が●●●-●を購入して、申請地2筆は賃貸借という形で電柱置場を整備するという計画にしております。
議長	分かりました。少しへこんでいるところは道路になっていますか？
事務局	地番でいうと、●●●-●は●●さんの土地ではありますが、農地ではないということで、今回の申請は含まれておりませんが、ここを含めて貸すのではないかと思います。
議長	他にご意見はありますか。意見もないようですので採決をいたします。議案第1号受付番号1番についてはこれを可とする方は举手をお願いします。
	(全員挙手)
	はい。全員でございます。議案第1号受付番号1番は農地法第5条許可相当として山口県農業会議の常設審議委員会の報告事案と致します。次、事務局お願いします。
事務局	議案書6ページをご覧下さい。議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について（一括方式）です。申請は2件です。 それでは受付番号1番について説明します。対象土地は1筆であります、土

		地の所在は大字●●●●●番●、地目は登記簿田、現況田、農振区分は農用地区域内で、面積は2, 102 m ² のうち1, 000 m ² です。利用権を設定する者は●●●さん、利用権の設定を受ける者は、●●さん、内容は使用貸借で、新規の利用権設定、期間は令和●年●●月●日から1年間です。なお、本件土地は地域計画の区域外です。調査報告は貞久晋推進委員です。よろしくお願ひします。
議長		貞久晋推進委員、お願いします。
貞久(推)委員		報告いたします。9ページに詳細な位置が載っております。左側の図面で、黒い太枠の地番の約半分が今回の申請地となっております。この位置は●●●●●●●の頂上付近で、●●●地区です。11月1日に地権者の●●さんのご自宅に伺い、話を聞き取ることができました。●●さんのご自宅は、申請地と隣接する位置にあり、長年当該地で畑作を営んでおられましたが、ご夫婦とも高齢で、畑作、稻作は止められて、農地管理に困っておられました。そこに耕作者の●さんが畑作をやってみたいということから、土地情報を下松市から紹介してもらい、今回の申請に至ったとのことでした。今回の申請地は2, 102 m ² の約半分、1, 000 m ² になっています。現在は遊休地ですが、きちんとご夫婦で管理しておられ、いつでも耕作可能な状態でした。今回の申請に至るまでは、ご長男さんも立ち会われての合意に至ったことです。利用権設定期間が非常に短いのは、●さんが野菜作りが初めてで、まずは一年間の試行期間を含めての申請とのことです。以上で農地の利用権等には問題ないと報告いたします。ご審議お願いします。
議長		貞久晋推進委員、ありがとうございました。次、事務局お願いします。
事務局		続きまして受付番号2番について説明します。対象土地は3筆であります、土地の所在は大字●●●●●番、●●●番、●●●番、地目はいずれも登記簿田、現況田、農振区分はいずれも農用地区域内で、面積は順に1, 085 m ² 、1, 559 m ² 、1, 089 m ² 、合計3, 733 m ² です。利用権を設定する者は●●●さん、利用権の設定を受ける者は、●●●●さん、内容は使用貸借で新規の利用権設定です。期間は令和●年●●月●日から5年間です。なお、本件土地は地域計画の区域内で、10年後の農業を担う者は●●●さんとなっております。調査報告は藤井清隆推進委員です。よろしくお願ひします。
議長		藤井清隆推進委員、お願いします。
藤井(推)委員		報告いたします。11月28日に面談いたしまして、現地も確認しました。●●●さんは、来年●●歳になります。高齢で、農地が全部耕作できないということです。12ページの地図で●●●の一番奥の方になりますが、基盤整備しておりますので条件はいいかと思います。借りられる●●さんは、ご長男さん

が昨年くらいから同居されるようになりますて、●●さんも●●歳と高齢なのですが、息子さんがいらっしゃるので労力はあるということで、●さんからお話をあったので受けたというふうに聞いております。●●さんもご自分の田をしっかりやっていらっしゃいますし、ご自分の田が申請地の隣にありますので、労力的にも楽かと思いますので、しっかり作っていただけると思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 藤井清隆推進委員、ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願ひします。
意見もないようですので採決をします。議案第2号受付番号1番、2番についてこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第2号受付番号1番、2番は原案の通り承認致します。次、事務局お願ひします。

事務局 協議事項 農地改良届取扱要領についてです。
本日お配りした「下松市農業委員会の畠地造成届出受理の基準について」と書かれたA4の資料をご覧ください。これは、5月の総会で畠地造成届け出受理の基準についてということでお示ししたところ、2点ほどご意見をいただいたものを考慮して要領としてまとめたものを分かりやすく書いたものです。1番から5番については5月の総会で出したものと一緒です。6番、7番をこの度付け加え、総会でありました意見について、検討して要領を作ったということあります。

「6番、総会で意見のあった事項について」ですが、①3年間転用不可、②周辺同意のご意見がありまして、①についてですが、令和4年3月31日局長通知、「農地転用許可事務の適正化及び簡素化について」において、農地取得後3年以内は転用を認めない運用は適切ではないとの見解がございましたので、3年間転用不可という条件を付けるのは難しいというところでございまして、他の市の例も参考にして、文言といたしまして、「3年間農地として有効に利用するものとする。ただし、他の法令や農業委員会が認めた場合はこの限りではない。」というふうにしております。これについては、要領の第9条に明記しております。②の周辺同意につきましては、添付書類に明記しております、「隣接地が農地等の場合は同意書添付」としております。これについては、要領の第3条(8)に載せております。

「7 要領案について（別紙）」で、要領を付けておりますが、名称を他市の例を参考に「農地改良届取扱要領」としております。

具体的な要領につきましては、条文化しまして、下松市の条件、先ほどにありました「5 下松市の基準案」、面積が2,000m²以下、盛土が1m以下、工事期間が1年以内という基準を盛り込みまして、要領、条文形式にしておりま

		す。事務局の説明は以上になりますが、こういった基準としては面積、盛土、工事期間を入れまして、総会であった意見2点を考慮して作っております。
議長		はい、分かりました。これは採決事項ではありませんが、農地を畑作に転用しようとする場合に、1m以上埋め立てる場合は別の法律によって規制がされています。従って1m以下について、農業委員会の届け出を義務付けるということで、この要領を示されておりますけれど、これについて何か意見がありましたら付け加えることができますし、なければ来年の4月1日から施行するということで、今後進めていきたいと思っております。この件について、ご意見がありましたら出して下さい。内山委員。
内山委員		こういう基準を設けようということは、具体的にどのような問題が生じているのですか？
議長		結局ですね、無断で畑にするのか、それともそれ以外のものにするのか不明のまま埋め立てをする行為をされる業者があるわけですよ。たまに発生するわけですよ。それを畑にするのか何にするのか分からぬまま、いつの間にか造成されて、現況を変更されているというふうなことが見受けられるので、それを防ぐためには、きちんと農地は農地として保全してもらうということが、農業委員会としての立場はそういうことになろうかと思いますので、そういうことを規制するためにこれを決めておこうということです。下松市だけではなく、よその市でも要領を定めているところもありますが、下松市もそういう要領を定めておいて、今後の農地の保全に寄与するということを考えて、この要領を作ったわけでございます。そういうことですよね。
事務局		会長が今説明された通りでございますが、発端は●年くらい前ですかね、●●の方で大規模な畠地造成後に資材置場として転用されるという事例がありましたので。そういった大規模なものについては、特に畠地造成の期間が長いものについては、畠地造成では対応できないということをございまして、一定の基準を設けまして、今回は1年ですが、1年以上になるものは畠地造成として認めないと。そういう場合は、例えば一時転用ですか、正式に転用ですかという手続きをしてもらうという狙いもあります。
小林(推)委員		他の市でもやっているところはありますか？
事務局		要領としては●●●を参考にさせてもらっています。県内は●●●が載せていくらいで、全国的には何件かあります。
議長		他にご意見はありますか。意見もないようですので、これをもって今後事務的に進めていただくということで、皆様のご了解を得たというふうに理解をいたします。

次に、11月5日に下松市長に要望書を提出いたしました。私は体調不良で欠席をしましたが、河村副会長に出席していただきまして、提出いたしました。市議会議長には…。

事務局 市議会議長にはその週末にお渡ししております。

議長 はい。報告しておりますので、今後の議会や市議の対応を見ていきたいと思っております。
それと鳥獣被害について報告しておきます。イノシシは4月から10月の間で110頭ぐらい捕獲されました。また、箱罠でシカがかかりました。市内でどんどん増えていることを憂慮しています。
次、事務局お願いします。

事務局 議案書14ページをご覧ください。報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、ですが届出が5件ございました。
続きまして、議案書16ページです。現況確認書について（市街化区域）ですが、届出が1件ございました。
添付書類は完備しておりましたので、現地の状況等を確認し、下松市農業委員会規程第10条に基づき、専決により処理いたしました。
報告事項は以上です。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
その他について何かありますか。
これで11月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございました。

令和7年11月11日

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議長 清山 美

署名委員 内山 禮介

署名委員 藤田 善江